

参考配布

平成 30 年 11 月 29 日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 新田 峰雄

課長補佐 富田 英晴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、千葉労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、千葉労働局が配布した資料です。



厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表

平成30年11月29日

【照会先】

千葉労働局職業安定部需給調整事業課

需給調整事業課長 石橋 生夫

需給調整事業係長 田中 由美

(電話)043-221-5500

労働者派遣法違反「無許可派遣」の疑いで刑事告発

千葉労働局(局長 高橋秀誠)は、平成30年7月20日に、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、千葉県行徳警察署に告発していたところ、本日、被告発人が逮捕されたことを受け、これを公表する。

記

第1 被告発人

- (1) サン・ワーク株式会社
(所在地 千葉県市川市相之川三丁目13番19号)
- (2) 同社 会長(73歳 男)
- (3) 同社 代表取締役(59歳 女)

第2 告発の趣旨

被告発人の以下の所為は、労働者派遣法第5条第1項(無許可派遣)に違反するため、刑事告発した。

第3 告発の事実

被告発人は、上記所在地に事務所を置き、主に各種業務受託供給事業を行うものであるが、同人は、平成29年1月10日から平成29年8月31日の間(175日)、労働者派遣法による厚生労働大臣の許可を受けず、自己の雇用する労働者を他社に派遣し、その指揮命令の下で労働に従事させる「労働者派遣事業」を行った疑いがある。

《参考》

○労働者派遣法（抄）

【用語の定義】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

【労働者派遣事業の許可】

第5条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者
- 二 第5条第1項の許可を受けずに労働者派遣事業を行った者

○刑事訴訟法（抄）

【告発】

第239条

- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

【告訴・告発の方式】

第241条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

【告訴・告発を受けた司法警察員の手続き】

第242条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。